答申第5号

第1 審査会の結論

- 1 草加市長(以下「実施機関」といいます。)が、平成19年2月22日付け公文書非公開決定(以下「本件非公開決定」といいます。)において、別紙文書①について、草加市情報公開条例(以下「本条例」といいます。)第7条第2号に該当することを理由として行った非公開決定は、次の部分について非公開決定を取り消すことが妥当であると判断します。
 - ア 「草加市立〇〇〇〇児童センター事業計画書」のタイトルの付された書 面
 - イ アに添付された X 株式会社作成にかかる指定管理者事業計画書(以下 「指定管理者事業計画書」という。)の表紙
 - ウ 指定管理者事業計画書1ページ(ただし、営業担当者名を除く。)
 - エ 指定管理者事業計画書2ページ
 - オ 指定管理者事業計画書3ページ
 - カ 指定管理者事業計画書4ページ
 - キ 指定管理者事業計画書5ページの「2)経営組織」にかかる部分
 - ク 指定管理者事業計画書6ページの「3)安定性を図るための方策」にか かる部分
 - ケ 指定管理者事業計画書6ページないし8ページまでの「2. 団体の経営 方針と理念について (3)業務実績」のうち下記を除く部分
 - 7ページの「3)研修所管理業務」の法人名及び施設名
 - 「4)介護業務」の千葉県を除く法人名及び施設名
 - 8ページの「7)寮管理給食業務」の法人名及び施設名
- 2 実施機関が、本件非公開決定において、別紙文書⑩について、本条例第 7条第2号に該当することを理由として行った非公開決定は、次の部分に ついて非公開決定を取り消すことが妥当であると判断します。
 - 11ページ「草加市立〇〇〇児童センター指定管理職員雇用計画書(4月1日現在見込)」と題する書面の「報酬見込年額」の欄、及び13ページ「平成18年度草加市立〇〇〇児童センター収支予算書」の項目の左から縦1列及び縦2列の欄及び支出合計を除くすべての部分。
- 3 実施機関が、本件非公開決定において、前記1及び2を除く別紙文書①、

- ②、⑩について、本条例第7条第2号に該当することを理由として行った 非公開決定は、いずれも不当とはいえず取り消す必要はないと判断します が、今後、本条例第7条各号に該当することを理由として非公開決定をす る場合には、適用条号を示すだけではなく、その条号に該当すると判断し た理由を具体的に記載すべきであると考えます。
- 4 実施機関が、本件非公開決定において、別紙文書④、⑤、⑥の2、⑦の2、 ⑧ (資料の写し)、⑨、⑪、⑫、⑬、⑮、⑰の2及び⑱について、不存在であること理由として行った非公開決定は、いずれも不当とはいえず取り消す必要はないと判断しますが、今後、不存在であることを理由として非公開決定をする場合には、不存在の理由を記載すべきであると考えます。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成19年2月13日付けで、実施機関に対し、別紙①ないし®を含む19件の公文書の公開請求を行いました。
- 2 これに対し、実施機関は、異議申立人に対し、平成19年2月22日付け本件非公開決定において、別紙文書①、②及び⑩について非公開、別紙文書④、⑤、⑥の2、⑦の2、⑧(資料の写し)、⑨、⑪、⑫、⑬、⑮、⑰の2及び⑱について不存在として非公開、⑧(利用の規則の写し、利用の管理の写し)及び⑯について対象外としてそれぞれ非公開の決定を行い、異議申立人に通知しました。
- 3 実施機関は、別紙文書①、②及び⑩を非公開と決定した理由として、本件 非公開決定通知書に「①、②、⑩草加市情報公開条例第7条第2号に該当」 とのみ記載し、不存在を理由とするものについては「不存在」とのみ記載し、 その理由を何も付しませんでした。

第3 異議申立人の主張趣旨

異議申立人の主張は、異議申立書、意見書、補充意見書及び意見陳述の内容 を総合すると次のとおりです。

1 本条例第7条第2号該当性について

別紙文書①、②及び⑩について、指定管理者によって行われる委託事業が「公共事業」である以上、事業計画書一式は市民に公開されることを最優先と考えるべきであり、また、企業が公募に応募した場合、その段階でその文書の著作権は一定放棄されたと考えられ、更に選定が行われた後は、当該企

業の権利を保護する必要はないと考えます。

そもそも、当該指定管理者の平成17年3月期及び平成18年3月期の貸借対照表及び損益決算書はインターネット上に公開されています。

2 文書不存在について

別紙文書④、⑤、⑥の2、⑦の2、⑧(資料の写し)、⑨、⑪、⑫、⑬、 ⑤、⑰の2及び⑱については、不存在であるとは考えられません。

3 理由付記の不備について

別紙文書①、②及び⑩の非公開決定の理由として「草加市情報公開条例第7条第2号に該当」との記載がなされているにすぎず、その後、該当理由として当該指定管理者である法人のノウハウであるとの補足説明を受けましたが、理由が不十分と考えます。

また、別紙文書④、⑤、⑥の2、⑦の2、⑧(資料の写し)、⑨、⑪、⑫、⑬、⑤、⑰の2及び⑱が不存在であることついては何の理由も付記されていません。

したがって、処分自体を違法として取り消すべきです。

実施機関は、非公開決定等の処分理由を補足して納得してもらう意思があったこと、及び現にその一部については口頭による補足説明を行ったとの認識であると主張しています。しかし、そもそも、理由の通知は書面により行わなければならないとされています。その上、平成19年2月23日は、理由について口頭で説明する旨の事前の連絡はなく、異議申立人としては草子第〇〇〇号の公開文書を受け取ることのみを目的として市役所に出向きました。そのため、異議申立人は理由の説明を受けるためのなんらの資料も持ち合わせておらず、また準備もできていなかったことから、当該説明は、口頭での雑談であったにすぎないと認識しています。したがって、理由付記の不備は補正されていません。

また、実施機関は、平成19年3月13日に異議申立人が来庁することになっていたため、そのときに説明を行う予定であったと主張していますが、そのような事実はありません。異議申立人は、平成19年3月12日に、同年3月14日の午後に情報公開請求に係る文書を受け取りに行く旨の連絡を行ったのみです。

さらに、実施機関は、補足説明をしなかった理由として異議申立人がそれ 以後理由について説明を求めなかったと主張していますが、理由付記が義務 付けられている以上、直接に説明を求められなかったが故に対応を行わない ということはあまりにもお粗末な判断といわざるを得ません。

第4 実施機関の主張趣旨

実施機関の主張は、理由説明書、補充意見書及びその他の各資料を総合すると次のとおりです。

1 本条例第7条第2号該当性について

別紙文書①については、草加市立〇〇〇〇児童センターの指定管理者の選考において草加市の諮問機関である草加市立児童福祉施設指定管理者選考委員会において審査される書類の中でも最も重要性が高く、その文字の配置等、図柄、配色等により見やすさに工夫を凝らしているとともに、〇〇〇〇児童センターに係る運営方針、事業計画、施設管理計画、職員配置等、管理費の縮減方策、個人情報保護に向けた取り組み、環境保護、独自提案等指定管理者の選定に際して大きな影響がある要素を多く含んでいるため、当該文書が一般に公開されることとなると当該文書を作成した法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明白であり、非公開としました。

別紙文書②についても、指定管理者候補選定の上で大きな影響がある要素を含んでいるため、当該文書が一般に公開されることとなると、当該文書を 作成した法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明白で あるため、非公開としました。

別紙文書⑩についても、○○○○児童センターの管理運営規程としては、 指定管理者との協定書に添付される草加市立○○○児童センター事業実施 計画書がそれに該当すると判断しましたが、当該計画書は、指定申請書提出 時の事業計画書よりもさらに具体的な運営方針が示されており、効率的な職 員体制、研修体制、計画的な施設管理体制など○○○児童センターの運営 のノウハウが集約されているため、当該文書が一般に公開されることとなる と、当該文書を作成した法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害す ることが明白であるため非公開としました。

2 文書不存在について

別紙文書④については、〇〇〇〇児童センターを当該法人が管理運営するようになったのは平成18年4月からであり、当該公文書公開請求があった時点ではまだ管理運営から1年も経過しておらず、具体的な効率化や管理運営費の縮減を確認する時期には至っていなかったため、文書自体を作成しておらず、存在しません。

別紙文書⑤について、「高学年児が低学年児をいたわるような事業」とは、 それだけを直接に目的とした個別具体的な事業実施を求めるものではなく、 健康的な事業の実施において間接的に実施事業全体への配慮を行うことを意 図したものであり、具体的な事業名及び当該事業の収支報告書は存在しません。

別紙文書⑥について、〇〇〇〇児童センターの事業は多種多様の行事等を 組み入れて行われており、これらの行事等は現場の職員がこれらの事業を掛け持ちしており、勤務体制が煩雑であるとともに、行事で使用する物品を各 行事で共有している場合がほとんどであるため細部まで分類して管理する必 要はなく、内容的に適切な事業実施が遂行されていれば足りると考えていた ため、それぞれの収支報告書は作成しておらず、存在しません。

別紙文書®について、これらの○○○児童センターによるあらかじめの説明や個別指導や注意書きなどによる施設利用規則の遵守指導については、保育士等有資格者による児童の年齢や理解力にあわせた個々の説明が適切であり、その個々の説明内容について分類化・詳細化して文書にすることは困難である上、むしろ効率的運用の点から不要であると判断していたため文書は作成しておらず、存在しません。

別紙文書⑨について、原則として必ず提出を求める書類は草加市立児童館設置及び管理条例第17条及び同条例施行規則第9条に定められているため、効率性の観点から報告書の一覧表は作成しておらず、また、立入調査等に伴い提出を求める書類は、その具体的状況に応じて適宜求める書類が決定されるため、一覧表は作成しておらず、いずれの文書も存在していません。

別紙文書⑪について、当該運営委員会は、〇〇〇〇児童センターの運営当初からの設置を義務付けられているものではなく、施設運営を一定期間行った上での設置を指導しています。当該公文書に係る公開決定時には運営委員会は設置されておらず、当該公文書に係る公開決定後の平成19年3月27日に任命・委嘱が行われ、第1回の運営委員会が開催され、同年4月9日付けで議事録が作成されました。したがって、公開決定時に議事録は存在していませんでした。

別紙文書⑫の防災マニュアルについては別途異議申立人からの公文書公開 請求で公開決定された文書に含まれており、訓練の実施計画書については、 防災訓練の実施計画の策定を義務付けていないため、当該計画書は存在しま せん。

別紙文書®の不審者等に対する危機管理マニュアルは別途異議申立人からの公文書公開請求で公開決定された文書に含まれており、訓練の実施計画書については、不審者等の侵入に伴う危機管理訓練の実施計画の策定は義務付けていないため、当該計画書は存在しません。

別紙文書®の法定伝染病者(感染症患者)と判断する医学的判断基準・判断者の必要条件・能力が確認できる資料の写しについては、草加市の判断す

るところではないため、これらの文書は存在しません。また、法定伝染病者 (感染症)の利用者の拒否の実績については、重篤な感染症やまん延と位置 付けるべき感染症が発生した事実がないため、該当する文書は存在しません。

別紙文書⑰の2について、「利用の拒否」は、指定管理者が直接にその医学的判断を行うわけではないため、感染症患者と判定する法的根拠は、感染症予防法、同法施行令、同法施行規則その他これらの法令等による判断基準等に属しており、原則として感染症対策事務を所管していない草加市には該当する文書は存在しません。

別紙文書®について、衛生検査の実施がないため、該当文書は存在しません。ただし、今後は、飲食を伴う事業のうち衛生検査を要すると認められる事業を実施する場合には、衛生検査の実施内容についても文書により報告を徴し、厳格な衛生検査の実施・確認体制を構築してまいります。

3 理由付記の不備について

実施機関としては、本件非公開決定通知書に記載した内容で理由説明が十分であったという認識はなく、本来であれば、本件異議申立てに関し審査会に提出した理由説明書に記載した程度の処分理由を付記するとともに、説明責任の観点から言えば、公文書公開請求者がその処分理由に疑義がある場合は、請求者がその処分理由を明確に理解し、かつ納得できるまでの説明をすることが実施機関に要請されるものであると認識しています。

しかし、本件異議申立人からの公文書公開請求は、続けて5件の請求がな され、対象文書が多い上、決定内容は、公開決定、一部公開決定、非公開決 定と3つの決定の判断が必要であり、さらに非公開決定に際しては非公開決 定、不存在、対象外の3つの判断が必要とされました。異議申立人の閲覧を 含めた公開請求の対象文書は、草子第○○○○号(諮問18−1)の請求で 122枚(公開対象文書41枚、一部公開対象文書14枚、非公開対象文書 67枚)あり、22種の文書、草子第○○○号(諮問19-4)の請求で 133枚(公開対象文書47枚、一部公開対象文書2枚、非公開対象文書8 4枚)あり、23種の文書となっており、この他にも平成19年2月9日か ら2月13日の間に2件の請求で359枚を対象とした請求が集中的になさ れています。加えて、請求内容が抽象的で文書の特定にも時間を要しました。 このような場合は、総括的に非公開の理由と根拠条号を提示することで足り るとした他市の答申例もあることから、総括的な理由付記に不備があるとし ても、詳細な理由付記は義務付けられないと考えます。また、もし詳細な理 由付記を義務付けられたとしても、実施機関の対応期間である15日間の中 でこれだけの文書量に詳細な理由を付記することは不可能であることから、

根拠条号の記載をもって足りると考えます。

なお、本件非公開決定を含めた各種公文書公開請求に係る理由付記・説明 責任に関する質問については、子育て支援課と自治推進課が協議する中で、 自治推進課から既にEメール等で回答しています。

実施機関として、異議申立人が非公開決定等について具体的にどのような疑問をもっているのかを把握の上、双方誤解のない中で異議申立人に対して非公開決定等の処分理由を補足して詳細に説明し、納得してもらう意思があり、また、その一部について口頭による補足説明を行った経緯は下記のとおりです。

- i 平成19年2月23日に市役所本庁舎西棟2階情報コーナーにおいて、 別に公開決定等を異議申立人あてに通知している草子第○○○号【諮問番号18-2】の非公開決定部分とあわせて詳細な理由説明等を行ったという認識でいました。
- ii 平成19年3月13日に異議申立人が市役所に来庁する際に、子育て支援課では、自治推進課とともに、異議申立人への本件非公開決定についての理由説明を行い、本件異議申立て、Eメール等により異議申立人から質問されている知る権利、説明責任等に係る説明をし、かつ各非公開決定について異議申立人が疑義を持つ部分等の的確な抽出をする予定であると認識していましたが、異議申立人は同日に来庁されませんでした(来庁しない旨の連絡もありませんでした。)。
- iii 翌3月14日、異議申立人が突然来庁されため、子育て支援課職員は業務上の都合で同席することはできずに自治推進課職員のみの対応となりました。
- iv その後、異議申立人から子育て支援課へのEメール等による連絡はなく、 また他の非公開決定について異議申立人から理由付記に関して直接に具体 的な説明を求められることはありませんでした。
- v また、平成19年3月26日から4月3日までの間に異議申立人から子育て支援課に対しEメールによる問い合わせがありましたが、理由付記に係る具体的説明を求めるものではありませんでした。

第5 審査会の判断

1 審査に当たっての基本的考え方

本条例は、第1条において、「この条例は、市民の知る権利を保障し、市の諸活動を市民に説明する責任を全うするため、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市民による市政への監視の下に、より公正で開かれた市政を推進し、市民の市政への参加の促進に資することを目的とす

る」と規定するとともに、第5条において、「何人も、実施機関に対し、公 文書の公開を請求することができる」と規定しています。

これらの規定は、本条例が市民の知る権利を保障し、市の諸活動についての市民に対する説明責任を履行する具体的手段として「公文書公開請求権」を実定的な権利として保障していることを示しています。

したがって、本件異議申立てを審査するにあたって、当審査会は、本条例の上記のような趣旨・目的に照らし、公文書公開請求権を最大限保障することを基本として審査することとします。

2 本条例第7条第2号該当性について

本条例第7条第2号に基づき非公開決定がなされた文書のうち、別紙文書 ①及び②は指定管理者の選考においてX株式会社が作成した文書であり、別 紙文書⑩は指定管理者に選任された後にX株式会社と草加市との協定書に添 付された文書です。

そもそも、本条例第7条第2号において、「法人その他の団体(実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの。」(以下「法人等情報」といいます。)が、公開すべき文書から除外されている趣旨は、法人等情報が公開されることによって、情報を実施機関に提供した法人等が著しく不利益を被り、これによりひいては法人等が実施機関への情報提供に消極的になることにより適正な行政事務の運営が疎外されるおそれがあることから、本来であれば原則的に公開されるべき情報を制限し、明らかに不利益となる情報に限って非公開を認めるものです。

したがって、本条例第7条第2号の法人等情報の範囲の判断に当たっては、 具体的に法人等がどのような不利益を被るかについて、当該法人の性質、各 情報の性質及び当該情報が公開された場合に被る法人の不利益を具体的に判 断し、できるだけ厳格に解釈すべきです。

以上のような観点から、当審査会は、非公開とされた文書を見分し (インカメラ審査を行い)、その結果、本件について次のように判断します。

まず、別紙文書①は、指定管理者の選定に際し利用されることを目的として作成された文書であり、当該法人は指定管理者に選定されるために、実施機関に対し自社の内部事情を理解してもらうことを目的として本来であれば公開していない情報も掲載し、かつ当該指定管理事業について他業者と比較した場合の独自性を出すべく、企業のノウハウを駆使した事業計画を詳細に

記載する性格のものです。したがって、その多くは企業のノウハウに該当す ると考えられます。しかし、当該事業計画書のうち、ア「草加市立○○○○ 児童センター事業計画書」のタイトルの付された書面、及びイ「アに添付さ れた指定管理者事業計画書」の表紙には、企業のノウハウに係る情報は付さ れていないことから公開すべきと判断します。また、ウ指定管理者事業計画 書1ページの営業担当者名を除く部分、工指定管理者事業計画書2ページ、 才指定管理者事業計画書3ページ、力指定管理者事業計画書4ページ、キ指 定管理者事業計画書5ページの「2)経営組織」にかかる部分、ク指定管理 者事業計画書6ページの「3)安定性を図るための方策」にかかる部分につ いても、これらが公開されることによって当該法人の権利、競争上の地位そ の他正当な利益を明らかに害するとはいえませんから、公開すべきであると 判断します。また、ケ指定管理者事業計画書6ページないし8ページまでの 「2. 団体の経営方針と理念について (3)業務実績」のうち、取引先で ある地方公共団体または公共団体名の情報については、いずれも各地方公共 団体等が公開の対象としている情報であり、これらの情報が公開されること により当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると はいえませんので公開すべきであると考えます。

他方、別紙文書①のうち上記以外の部分には、指定管理者に選定されるために法人の内部情報を駆使した企業ノウハウが含まれており、公開されることにより法人の競争上の地位が明らかに害されるため、非公開が妥当であると判断します。

これに対し、実施機関は、指定管理者事業計画書全部を非公開とした理由として、当該文書の文字の配置等、図柄、配色等により見やすさに工夫を凝らしている点も企業ノウハウであり非公開とすべきであると主張しています。しかし、書類の見やすさの工夫は、それが公開されることによって法人の正当な利益を明らかに害するとまではいえません。また、一般に法人が作成する文書は各社工夫して作成されているのが通常であるところ、当該工夫が法人等情報であるとした場合には、法人等が提出する資料に見易さの工夫を施せばすべて非公開となってしまうことになり、明らかに不合理であると判断します。したがって、通常施される範囲のレイアウト上の工夫は、本条例第7条第2号の法人等情報には該当しないと考えるべきです。

別紙文書②については、事業計画の段階で予算をどのように組むかは、まさに企業のノウハウに該当する事項であり、事業計画段階で当該法人が計画した予算を公開することは、競争上の地位その他の正当な利益を害すると考えられますので、本条例第7条第2号の非公開情報に該当すると判断します。別紙文書⑩は、X株式会社が指定管理者に選定された後に作成されたもの

であり、しかも当該法人と草加市との協定内容となっている文書であることから、当該文書の公共性は前記文書①及び②よりも著しく高いと考えられます。したがって、草加市が作成する文書と同等の基準によって公開するか否かを判断すべきであり、原則として公開すべきであると判断します。ただし、11ページ「草加市立〇〇〇〇児童センター指定管理職員雇用計画書(4月1日現在見込)」と題する書面の「報酬見込年額」の欄についてはもっぱら法人等の内部に関する情報であって、公開されることによって法人及び従業員が明らかに不利益を被ると判断され、また13ページ「平成18年度草加市立〇〇〇〇児童センター収支予算書」の項目の左から縦1列目及び縦2列目の欄及び支出合計を除く部分には、企業ノウハウが含まれており、公開されることにより法人の競争上の地位が明らかに害されると考えられるため、非公開が妥当であると判断します。

3 文書不存在について

実施機関の理由説明に不合理な点はなく、他方、異議申立人の意見書によっても、当該文書が存在していると推認すべき根拠は見当たりません。したがって、別紙文書④、⑤、⑥の2、⑦の2、⑧(資料の写し)、⑨、⑪、⑫、⑬、⑰の2及び⑱についての不存在を理由とした非公開決定の結論は、妥当であると判断します。

4 理由付記の不備について

本条例第11条第2項及び第3項において、実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないときは、その理由を書面により通知しなければならないとされていますが、この理由付記制度の趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開等の理由を請求者に知らせることによって、不服申立てに便宜を与えるところにあります。このことからすると、公文書の全部又は一部の非公開決定を行うに当たっては、非公開決定の妥当性を判断できる程度の理由を記載する必要があります。

この点に照らすと、本条例第7条第2号の法人等情報に該当することを理由に非公開決定を行う場合には、単に条号を記載するだけでは十分でなく、当該情報を公開した場合に、どのような点で当該法人または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると判断したかについて、具体的な理由を付記すべきであると考えます。

また、文書不存在を理由として非公開決定を行う場合も、可能な限り、① およそ当該事務事業を実施機関が行っていないから文書も存在しません、② 事務事業は行っていますが、当該文書は作成も取得もしないのが慣例です、 ③事務事業は行っていますが、請求された期間、請求された範囲の文書は作成も取得もしていません、④当該文書を管理していましたが、保存期間が満了したため廃棄しました、⑤当該文書は存在しますが、本条例にいう「公文書」に当たりません、などといった程度には記載すべきであると考えます。

この点について、実施機関は、本件公開請求の対象文書が多量で請求内容も抽象的であって、かつ複数の公開請求が続けてなされたことから、本条例第12条第1項で定める15日の対応期間内に詳細な理由を付して決定を通知することは事実上不可能であると主張しています。しかし、事務手続の煩雑さは、理由付記が不十分でよいことの合理的な理由とはならない上、まさにそのような場合に備えて、本条例第12条第1項において、公開請求書の補正を求めることができ、補正に要した日数は当該期間に算入しないとされ、また、同条第2項において、事務処理上の困難その他の正当な理由があるときは、決定までの期間を60日以内で延長することが認められていますので、実施機関は、当該手続において請求内容について補正を求めたり、期間の延長をするなどの適切な対処をすべきだったのであり、事務処理が煩雑であったことを理由として理由付記が根拠条号の記載だけで足りるとすることはできないと考えます。

また、本件においては、異議申立て後に実施機関が当審査会に提出した理由説明書において、具体的な不存在理由が示されましたが、理由付記制度が不服申立てに便宜を与える点にあることに鑑みると、理由付記が適切に行われたか否かは、非公開決定が通知された時点を基準に判断されるべきです。したがって、本件理由説明書に記載された理由は、理由付記の不備を補完するものとはいえません。

さらに、実施機関は、迅速な公開が知る権利に資するものと判断して、理由付記の不十分な点は、口頭で補充説明を行う用意があり、一部口頭での説明を行ったと認識していたこと、また、その後は異議申立人との連絡の齟齬により説明を行う機会を得られなかったことを主張しています。しかし、本条例第11条第2項及び第3項によれば、非公開の理由は、書面で通知することとされているため、非公開決定を受けた者があらかじめ口頭での説明に同意しているなどの特別な事情がない限り、理由付記の不備を補完するとはいえません。また、実施機関が、理由付記が不十分で補充説明の必要があると判断していたのであれば、すみやかに書面により理由補充書を請求者に交付すべきです。

したがって、仮に実施機関の主張する経緯があったとしても、本件非公開 決定通知書における理由付記には不備があったと判断します。

5 結論

以上のように、本件理由付記には不備があります。しかし、本件非公開決定は、前記2及び3で述べたとおり、一部を除き、結論としては不当ではないと考えますので、当審査会は、第1(1)ないし(4)のとおり、非公開決定を取り消すのが妥当であると判断した部分を除き、本件非公開決定を取り消す必要はないと判断します。

第6 付言

実施機関は、本条例第7条第2号該当性を判断する手続において、異議申立てがなされるまで、X株式会社に対し、当該情報を公開した場合の当該法人の不利益について何ら意見照会を行いませんでした。当該法人の意見がそのまま公開ないし非公開決定の理由となるものではありませんが、実施機関は、少なくとも法人等情報であることを理由として非公開決定をする場合には、実施機関の独断で当該法人の不利益を判断することなく、法人等情報を公開した場合に当該法人が被る具体的不利益について、本条例第14条の規定に基づき、適宜意見を照会し、その結果を踏まえ、情報公開の趣旨に照らして、非公開決定をする理由となる明らかな不利益があるか否かを確認すべきと考えます。

第7 審査の経過

本件異議申立てに係る審査の経過は、次のとおりです。

平成19年 3月29日 草加市長から諮問を受けました。

- 4月 2日 諮問実施機関に対して、理由説明書の提出を求めました。
- 4月16日 諮問実施機関から理由説明書が提出されました。
- 4月17日 異議申立人に対して、理由説明書の写しを送付する とともに、理由説明書に対する意見書の提出を求め ました。
- 5月 2日 異議申立人から意見書が提出されました。 諮問実施機関に対して、意見書の写しを送付しまし た。
- 5月10日 異議申立人から口頭意見陳述申立書が提出されました。
- 5月14日 審査
- 7月 9日 審査、異議申立人及び諮問実施機関から口頭説明の 聴取

諮問実施機関から意見書(判例・答申例を踏まえた 見解について)が提出されました。

7月10日 諮問実施機関に対して関係文書の提出を求めました。

7月19日 異議申立人から補充意見書が提出されました。

7月25日 諮問実施機関から関係文書が提出されました。

7月30日 異議申立人から補充意見書が提出されました。

7月30日 審査、インカメラ審査の実施

8月27日 審査

9月 5日 諮問実施機関に対して関係文書及び補充意見書の提出を求めました。

9月12日 諮問実施機関から関係文書及び補充意見書が提出されました。

異議申立人から意見書が提出されました。

9月14日 審査

異議申立人に対して、諮問実施機関から提出された 関係文書及び補充意見書の写しを送付しました。 諮問実施機関に対して、意見書の写しを送付しまし た。

9月26日 審査

10月18日 異議申立人から補充意見書(2部)が提出されました。

11月 2日 審査

11月14日 諮問実施機関から9月12日付けで提出された補充 意見書の一部訂正について通知があり、訂正した補 充意見書の提出がありました。

12月 7日 審査

平成20年 1月17日 審査

2月 5日 審査

平成20年 2月25日

草加市情報公開·個人情報保護審査会会長後藤 仁 会員 右崎 正博委員 大井 法子

別紙

答申第5号にかかる文書

- ① 草加市立〇〇〇〇児童センター事業計画書の写し
- ② 草加市立〇〇〇〇児童センター業務収支予算書の写し
- ④ 仕様書第2項第7号に規定する「効率的運営を行い、管理運営費の縮減に努めること。」との項目に沿って具体的にどのような効率化を行い、管理運営費の縮減を行っているのかが確認できる資料の写し
- ⑤ 仕様書第4項第1号③オに規定する「高学年児が低学年児をいたわれるような事業」の具体的な事業名及び当該事業の収支報告書の写し
- ⑥ の2 仕様書第4項第1号③オに規定する「継続的な事業(継続して行 うことで、力量の向上や習得を促す事業)」の具体的な事業の収支報告 書の写し
- ⑦ の2 仕様書第4項第1号③オに規定する「廃品利用の事業(環境保全 につながる事業)」の具体的な事業の収支報告書の写し
- ② 仕様書第4項第2号エに基づき、管理者がどのように利用者に利用の規則と管理をあらかじめ説明しているかが分かる資料の写し及び利用の規則の写し、利用の管理の写し
- ⑨ 仕様書第4項第4号に規定する市が必要とする報告書等の一覧の写し
- ⑩ 仕様書第4項第5号に規定する管理運営規程の写し
- ⑪ 仕様書第4項第5号に規定する運営委員会議事録の写し
- ② 仕様書第4項第7号に規定する防災マニュアルの写し及び訓練の実施計画書
- ③ 仕様書第4項第7号に規定する危機管理に係る対応マニュアルの写し及び訓練の実施計画書の写し
- ⑤ 仕様書第4項第7号に規定する法定伝染病(感染症)の利用者の存否の 実績及び法定伝染病者(感染症患者)と判断する医学的判断基準・判断 者の必要条件・能力が確認できる資料の写し
- ⑩ 仕様書第4項第7号に規定する法定伝染病者(感染症患者)の内容が確認できる資料の写し
- ① の2 仕様書第4項第7号に規定する法定伝染病者(感染症患者)の利用者について、管理者が法定伝染病者(感染症患者)と判断して利用の拒否を行うことが可能な法的根拠の写し
- ® 仕様書第4項第7号に規定する衛生検査義務の具体的な内容が確認できる資料の写し及び事前報告書の写し